



2022年12月6日

各 位

会 社 名 東都水産株式会社
代表者名 代表取締役社長 久我 勝二
(コード番号 8038 東証スタンダード)
問合せ先 取締役総務部門担当 細野 雅夫
(TEL 03-6633-1003)

検証委員会の設置に関するお知らせ

1 設置の経緯、委員会の役割

2022年12月2日付当社適時開示「証券取引等監視委員会による弊社元社外取締役に対する告発について」においてお知らせいたしましたとおり、証券取引等監視委員会は、2022年12月1日、金融商品取引法違反（内部者取引、情報伝達）の嫌疑で、当社の元社外取締役を函館地方検察庁に告発したと発表しました。

証券取引等監視委員会は、上記告発に関する発表資料「東都水産株式会社株券に係る内部者取引事件の告発について」において、当社の元社外取締役に関し、「1. 告発の対象となった犯則事実」のうち情報伝達について「第2 あらかじめ東都水産の株券を買い付けさせて利益を得させる目的をもって、前記公開買付けの実施に関する事実の公表前である令和2年11月上旬頃、東京都内において、知人に対し、前記公開買付けの実施に関する事実を伝達したものであり、これにより伝達を受けた同人が、法定の除外事由がないのに、同公開買付けの実施に関する事実の公表前である同月上旬頃、証券会社を介し、東京証券取引所において、東都水産の株券合計500株を代金合計約200万円で買い付けた」と公表しています。

上記事実に関して当社が組織的に関与した事実はありませんが、証券取引等監視委員会による上記告発に関する発表資料の公表時点において、当社が上記の事実を認識しておらず、当社の認識と異なる事実が公表されたことに鑑み、当社は、取締役会及び監査役会の任意の諮問機関として社外の有識者を含めた検証委員会を設置し、これまでの当社の対応、情報管理体制等を検証するとともに、今後における情報管理体制、必要な措置等を検討することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

2 委員会の構成

検証委員会の委員は、社外の有識者を含めた3名以内の委員で構成する予定で、監査役会の同意を得て取締役会決議により選任する予定です。検証委員会の委員等の詳細につきましては、決定次第速やかに開示いたします。

以 上